

マネジメント」を推進していく必要があります。

「地域マネジメント」によって、「実態把握・課題分析 計画作成 取組みの推進 実績評価」のPDCAサイクルを繰り返し行うことが、保険者機能の強化に資する取組みとして求められています。

地域マネジメントでは、実態や課題を踏まえて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有しつつ、その達成に向けた活動を継続的に改善していくことが重要です。

目標の達成状況について点検、評価、公表を行うとともに、国が設定する指標に基づいて、自己評価と国への報告も必要となります。

地域ケア会議の課題の検討

地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくためには、個別課題の解決を図る地域ケア会議に加えて、個別ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるための取組みが必要となります。

また、適切なサービスにつなげていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することも重要です。

認知症施策の推進

第7期計画期間では、平成27(2015)年1月に国において策定され、平成29(2017)年7月に改訂された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)に基づき、総合的に認知症施策を推進していく必要があります。

認知症はすべての人にとって身近な病気であることを普及・啓発等を通じて社会全体の共通認識とするため、認知症サポーターの養成や活動の支援などの取組みが必要です。

また、認知症の容態の変化に応じて、最もふさわしい場所で必要な医療・介護等が適切に提供される仕組みの構築が必要となります。

さらに、認知症の人の介護者への支援については、地域の実情に応じた認知症カフェ等の設置・運営を支援し、精神的・身体的負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取組みも重要となります。

加えて、高齢者の虐待防止に向けた取組みや、成年後見制度やあんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)の利用の円滑化、市民後見人の養成・支援を強化するなどの取組みを進める必要があります。

医療・介護の連携の推進等

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが必要となります。

また、医療・介護関係者については、相互理解や知識を深め、職種間の連携を十分に図っていくために、「顔の見える関係」を構築し、多職種連携を図るなど、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護連携の仕組みづくりを進めていく必要があります。

さらに、地域住民に対しては、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供及び分かりやすく丁寧な説明を行っていくことが重要です。

地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり

高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化しており、それらに対応するためには、高齢者の支援機関だけでなく、様々な施策分野の関係機関が連携し、課題を解決する仕組みづくりに取り組む必要があります。

国においては、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど、生活上の困難を抱える要援護者が地域において自分らしく暮らすことができるよう、平成30(2018)年4月1日施行の改正社会福祉法において、市町村が包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

生活困窮状態にある高齢者など、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うために、相談支援機関・地域・行政が連携し、総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

このような行政による体制整備だけではなく、地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題、身近でなければ早期発見が難しい問題を見つけ、迅速に対応するためには、地域住民による見守り・支援機能の充実が不可欠であることから、協働して取り組んでいくことが重要です。

多様な担い手の育成・参画

将来のサービス利用者の増加に伴う福祉専門職の不足に対応するため、福祉・介護サービス事業者への支援や研修を充実させることにより、福祉専門職の育成・確保を進めていくことが必要です。あわせて、福祉に関する理解促進や福祉専門職のイメージアップを図るなど、福祉の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、福祉教育にも計画的に取り組むことも重要となります。

また、生活支援等の担い手については、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように高齢者の社会参加等を進め、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 大阪市の高齢者施策の体系

本計画においては、大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた次の5つの重点的課題に向けた取組みを推進します。

【基本方針】

健康でいきいきとした
豊かな生活の実現

個々人の意思を
尊重した生活の実現

安全で快適な
生活環境の実現

利用者本位の
サービス提供の実現

【重点的な課題と取組み】

高齢者の地域包括ケアの
推進体制の充実

認知症の方への支援と高齢者
の権利擁護施策の推進

介護予防の充実、市民による
自主的活動への支援

地域包括ケアの推進に向けた
サービスの充実

高齢者の多様な住まい方の支援

図表6 - 2 - 1 重点的な課題に向けた取組みの体系

重点的な課題と取組み	個別の施策
高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ 地域包括支援センターの運営の充実 (地域ケア会議の推進) ・ 地域における見守り施策の推進 (孤立化防止を含めた取組み) ・ 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実 ・ ひとり暮らし高齢者への支援(再掲)
認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方への支援 ・ 権利擁護施策の推進
介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進) ・ 健康づくりの推進 ・ 高齢者の社会参加と生きがいづくり ・ ボランティア・NPO等の市民活動の支援
地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・生活支援サービス事業の充実 ・ 生活支援体制の基盤整備の推進 ・ 介護給付費等対象サービスの充実 ・ 介護保険サービスの質の向上と確保 ・ 在宅支援のための福祉サービスの充実 ・ 介護人材の確保及び資質の向上
高齢者の多様な住まい方の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な住まい方の支援 ・ 高齢者の居住の安定に向けた支援 ・ 施設・居住系サービスの推進 ・ 住まいに対する指導體制の確保

また、高齢者施策を総合的に推進するため、「重点的な課題と取組み」を含め、高齢者に関わる保健福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る各施策について、具体的な施策を推進します。

3 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。(介護保険法第117条第2項第1号)

この日常生活圏域は地域包括ケアシステムの基礎となる区域であり、国においては概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲としています。また、地域包括支援センターの設置区域との整合性にも配慮するものとされています。

(2) 大阪市における日常生活圏域の設定

政令指定都市である大阪市の場合においては、各種サービスにおける提供の基本となる単位は行政区であることを踏まえ、第3期介護保険事業計画より日常生活圏域を行政区単位(24圏域)としてきました。

しかしながら、介護保険事業における日常生活圏域として捉えた場合、今後、地域包括ケアシステムの深化・推進にあたって、高齢者のニーズに基づく地域の課題を解決するには行政区単位では広範であることから、日常生活圏域について見直しを図る必要があります。

これまで、大阪市では、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口(概ね1万人に1か所)や地域性を考慮した担当圏域として地域包括支援センター(66か所)を設置し、高齢者に関する総合相談を実施する中で、それぞれの圏域で高齢者を取りまく現状について把握するとともに、地域ケア会議等を通じて高齢者課題を整理・分析し、課題解決に向けて地域と連携して取り組んできました。

今後、地域包括ケアシステムの深化・推進を円滑に進めていくためには、地域の実情に応じた取組みを進めていくことが必要不可欠であり、その中で、地域包括支援センターは地域包括ケアの中核的な役割を担うことが求められています。

このため、それぞれの地域包括支援センターが担当する圏域(66圏域)を日常生活圏域とし、高齢者の身近な課題に対して取組みを進めていくこととし、在宅医療・介護連携の推進や認知症の方への支援等の行政区単位の事業については、地域包括支援センターとのより一層の連携を図りながら、高齢者施策を推進していきます。

図6-3-2 日常生活圏域の圏域名

区分	番号	圏域名
北区		北区
		北区大淀
都島区		都島区
		都島区北部
福島区		福島区
此花区		此花区
		此花区南西部
中央区		中央区
		中央区北部
西区		西区
港区		港区
		港区南部
大正区		大正区
		大正区北部
天王寺区		天王寺区
浪速区		浪速区
西淀川区		西淀川区
		西淀川区南西部
淀川区		淀川区
		淀川区東部
		淀川区西部
		淀川区南部

区分	番号	圏域名
東淀川区		東淀川区
		東淀川区北部
		東淀川区南西部
		東淀川区中部
東成区		東成区北部
		東成区南部
生野区		生野区
		東生野
		鶴橋
		巽
旭区		旭区
		旭区西部
		旭区東部
城東区		城東区
		城東・放出
		城陽
		董・鯉江
鶴見区		鶴見区
		鶴見区西部
		鶴見区南部
阿倍野区		阿倍野区
		阿倍野区北部

区分	番号	圏域名
阿倍野区		阿倍野区中部
住之江区		住之江区
		さきしま
		安立・敷津浦
住吉区		住吉区
		住吉区北
		住吉区東
		住吉区西
東住吉区		東住吉区
		矢田
		中野
		東住吉北
平野区		平野区
		加美
		長吉
		瓜破
西成区		喜連
		西成区
		玉出
		西成区北西部
		西成区東部

図6-3-3 日常生活圏域の人口等の推計

区	圏域	推計人口(大阪市都市計画局:29.10.1) 単位:人											
		総人口	0~14歳	割合	15~64歳	割合	65歳以上	割合	65~74歳	割合	75歳以上	割合	
北区		129,575	11,647	9.0%	93,169	71.9%	24,759	19.1%	13,086	10.1%	11,673	9.0%	
		62,155	48.0%	5,612	9.0%	44,672	71.9%	11,871	19.1%	6,222	10.0%	5,652	9.1%
		67,420	52.0%	6,035	9.0%	48,497	71.9%	12,888	19.1%	6,864	10.2%	6,021	8.9%
都島区		106,504	11,949	11.2%	68,501	64.3%	26,054	24.5%	13,521	12.7%	12,533	11.8%	
		46,636	43.8%	3,909	8.4%	30,954	66.4%	11,773	25.2%	5,798	12.4%	6,000	12.9%
		59,868	56.2%	8,040	13.4%	37,547	62.7%	14,281	23.9%	7,723	12.9%	6,533	10.9%
福島区		74,412	8,786	11.8%	50,616	68.0%	15,010	20.2%	7,671	10.3%	7,339	9.9%	
此花区		66,381	7,794	11.7%	40,629	61.2%	17,958	27.1%	9,079	13.7%	8,779	13.4%	
		29,998	45.2%	3,011	10.0%	18,715	62.4%	8,272	27.6%	4,264	14.2%	4,000	13.3%
		36,383	54.8%	4,783	13.1%	21,914	60.2%	9,686	26.6%	4,815	13.2%	4,879	13.4%
中央区		96,457	8,652	9.0%	71,851	74.5%	15,954	16.5%	8,402	8.7%	7,552	7.8%	
		51,526	53.4%	3,662	7.1%	39,167	76.0%	8,697	16.9%	4,528	8.8%	4,172	8.1%
		44,931	46.6%	4,990	11.1%	32,684	72.7%	7,257	16.2%	3,874	8.6%	3,380	7.5%
西区		97,966	11,255	11.5%	71,091	72.6%	15,620	15.9%	8,420	8.6%	7,200	7.3%	
港区		81,050	8,571	10.6%	49,851	61.5%	22,628	27.9%	10,993	13.6%	11,635	14.4%	
		48,578	59.9%	5,819	12.0%	29,409	60.5%	13,349	27.5%	6,586	13.6%	6,749	13.9%
		32,472	40.1%	2,752	8.5%	20,442	63.0%	9,279	28.6%	4,407	13.6%	4,886	15.0%
大正区		64,357	6,972	10.8%	37,357	58.0%	20,028	31.1%	10,146	15.8%	9,882	15.4%	
		26,809	41.7%	2,675	10.0%	15,711	58.6%	8,423	31.4%	4,160	15.5%	4,276	15.9%
		37,548	58.3%	4,297	11.4%	21,646	57.6%	11,605	30.9%	5,986	15.9%	5,606	14.9%
天王寺区		78,429	10,167	13.0%	52,469	66.9%	15,793	20.1%	7,920	10.1%	7,873	10.0%	
浪速区		72,609	4,887	6.7%	53,850	74.2%	13,872	19.1%	7,364	10.1%	6,508	9.0%	
		95,538	11,763	12.3%	59,600	62.4%	24,175	25.3%	12,398	13.0%	11,777	12.3%	
		52,491	54.9%	6,565	12.5%	32,674	62.2%	13,253	25.2%	7,148	13.6%	6,068	11.6%
西淀川区		43,047	45.1%	5,198	12.1%	26,926	62.6%	10,922	25.4%	5,250	12.2%	5,709	13.3%
		179,253	18,021	10.1%	119,351	66.6%	41,881	23.4%	21,923	12.2%	19,958	11.1%	
		56,038	31.3%	6,246	11.1%	36,858	65.8%	12,934	23.1%	6,737	12.0%	6,201	11.1%
淀川区		48,916	27.3%	4,619	9.4%	32,791	67.0%	11,506	23.5%	6,295	12.9%	5,179	10.6%
		26,258	14.6%	2,799	10.7%	17,366	66.1%	6,094	23.2%	3,072	11.7%	3,036	11.6%
		48,041	26.8%	4,357	9.1%	32,337	67.3%	11,347	23.6%	5,820	12.1%	5,542	11.5%
東淀川区		175,877	17,551	10.0%	114,882	65.3%	43,444	24.7%	21,841	12.4%	21,603	12.3%	
		46,318	26.3%	6,433	13.9%	28,941	62.5%	10,944	23.6%	5,758	12.4%	5,149	11.1%
		51,164	29.1%	5,176	10.1%	33,369	65.2%	12,619	24.7%	6,292	12.3%	6,334	12.4%
東成区		44,760	25.4%	2,491	5.6%	30,670	68.5%	11,598	25.9%	5,586	12.5%	6,048	13.5%
		33,635	19.1%	3,451	10.3%	21,901	65.1%	8,282	24.6%	4,204	12.5%	4,072	12.1%
		81,971	8.634	8.634	10.5%	52,166	63.6%	21,171	25.8%	10,314	12.6%	10,857	13.2%
東成区		40,102	48.9%	3,989	9.9%	25,688	64.1%	10,425	26.0%	4,988	12.4%	5,444	13.6%
		41,869	51.1%	4,645	11.1%	26,478	63.2%	10,746	25.7%	5,326	12.7%	5,413	12.9%
		129,837	11,697	9.0%	76,735	59.1%	41,405	31.9%	19,266	14.8%	22,139	17.1%	
生野区		36,373	28.0%	2,613	7.2%	21,928	60.3%	11,832	32.5%	5,146	14.1%	6,731	18.5%
		26,315	20.3%	2,042	7.8%	15,766	59.9%	8,507	32.3%	4,226	16.1%	4,248	16.1%
		25,165	19.4%	1,942	7.7%	15,084	59.9%	8,139	32.3%	3,797	15.1%	4,340	17.2%
旭区		41,983	32.3%	5,100	12.1%	23,957	57.1%	12,927	30.8%	6,097	14.5%	6,820	16.2%
		91,013	9,381	10.3%	54,320	59.7%	27,312	30.0%	12,959	14.2%	14,353	15.8%	
		29,484	32.4%	2,805	9.5%	17,753	60.2%	8,926	30.3%	4,270	14.5%	4,653	15.8%
城東区		21,574	23.7%	2,013	9.3%	13,016	60.3%	6,545	30.3%	2,971	13.8%	3,588	16.6%
		39,955	43.9%	4,563	11.4%	23,551	58.9%	11,841	29.6%	5,718	14.3%	6,112	15.3%
		166,287	20,387	12.3%	103,220	62.1%	42,680	25.7%	21,362	12.8%	21,318	12.8%	
鶴見区		44,761	26.9%	5,968	13.3%	27,444	61.3%	11,348	25.4%	5,775	12.9%	5,561	12.4%
		40,895	24.6%	5,384	13.2%	25,123	61.4%	10,388	25.4%	5,272	12.9%	5,107	12.5%
		37,362	22.5%	3,269	8.7%	24,120	64.6%	9,973	26.7%	4,805	12.9%	5,191	13.9%
阿倍野区		43,269	26.0%	5,766	13.3%	26,532	61.3%	10,971	25.4%	5,510	12.7%	5,459	12.6%
		111,544	16,901	15.2%	69,529	62.3%	25,114	22.5%	12,238	11.0%	12,876	11.5%	
		39,598	35.5%	5,611	14.2%	24,968	63.1%	9,019	22.8%	4,218	10.7%	4,828	12.2%
東住吉区		41,907	37.6%	7,432	17.7%	25,326	60.4%	9,148	21.8%	4,554	10.9%	4,579	10.9%
		30,039	26.9%	3,857	12.8%	19,234	64.0%	6,947	23.1%	3,465	11.5%	3,470	11.6%
		108,728	13,643	12.5%	67,039	61.7%	28,046	25.8%	13,310	12.2%	14,736	13.6%	
住之江区		43,273	39.8%	5,465	12.6%	26,657	61.6%	11,152	25.8%	5,176	12.0%	5,986	13.8%
		37,854	34.8%	5,267	13.9%	22,975	60.7%	9,612	25.4%	4,644	12.3%	4,962	13.1%
		27,601	25.4%	2,912	10.5%	17,407	63.1%	7,282	26.4%	3,491	12.6%	3,789	13.7%
平野区		121,688	13,055	10.7%	72,100	59.2%	36,533	30.0%	19,213	15.8%	17,320	14.2%	
		39,223	32.2%	4,882	12.4%	22,792	58.1%	11,549	29.4%	6,181	15.8%	5,356	13.7%
		25,474	20.9%	2,590	10.2%	15,189	59.6%	7,696	30.2%	4,439	17.4%	3,214	12.6%
住吉区		23,840	19.6%	2,414	10.1%	14,221	59.7%	7,206	30.2%	3,445	14.5%	3,797	15.9%
		33,150	27.2%	3,169	9.6%	19,899	60.0%	10,083	30.4%	5,147	15.5%	4,952	14.9%
		153,388	18,009	11.7%	92,759	60.5%	42,620	27.8%	19,980	13.0%	22,640	14.8%	
東住吉区		39,935	26.0%	4,765	11.9%	24,098	60.3%	11,072	27.7%	5,315	13.3%	5,743	14.4%
		36,996	24.1%	3,644	9.8%	22,852	61.8%	10,500	28.4%	4,686	12.7%	5,840	15.8%
		36,148	23.6%	4,728	13.1%	21,528	59.6%	9,892	27.4%	4,994	13.8%	4,859	13.4%
東住吉区		40,310	26.3%	4,872	12.1%	24,281	60.2%	11,156	27.7%	4,986	12.4%	6,197	15.4%
		126,225	14,204	11.3%	74,841	59.3%	37,180	29.5%	17,379	13.8%	19,801	15.7%	
		42,038	33.3%	5,394	12.8%	24,482	58.2%	12,162	28.9%	5,597	13.3%	6,576	15.6%
平野区		28,222	22.4%	2,191	7.8%	17,391	61.6%	8,640	30.6%	3,969	14.1%	4,679	16.6%
		30,572	24.2%	3,332	10.9%	18,199	59.5%	9,041	29.6%	4,247	13.9%	4,791	15.7%
		25,393	20.1%	3,287	12.9%	14,769	58.2%	7,337	28.9%	3,566	14.0%	3,755	14.8%
西成区		194,818	22,951	11.8%	116,467	59.8%	55,400	28.4%	25,996	13.3%	29,404	15.1%	
		41,270	21.2%	5,636	13.7%	24,148	58.5%	11,486	27.8%	5,571	13.5%	5,880	14.2%
		38,403	19.7%	4,717	12.3%	22,828	59.4%	10,858	28.3%	5,636	14.7%	5,116	13.3%
西成区		47,616	24.4%	5,416	11.4%	28,597	60.1%	13,603	28.6%	5,991	12.6%	7,689	16.1%
		32,476	16.7%	3,443	10.6%	19,675	60.6%	9,359	28.8%	4,338	13.4%	5,032	15.5%
		35,053	18.0%	3,740	10.7%	21,220	60.5%	10,094	28.8%	4,460	12.7%	5,688	16.2%
西成区		110,594	7,532	6.8%	59,036	53.4%	44,026	39.8%	22,816	20.6%	21,210	19.2%	
		24,558	22.2%	1,974	8.0%	12,936	52.7%	9,647	39.3%	4,838	19.7%	4,832	19.7%
		25,239	22.8%	2,876	11.4%	12,810	50.8%	9,553	37.8%	4,793	19.0%	4,782	18.9%
	19,098	17.3%	1,425	7.5%	10,124	53.0%	7,550	39.5%	3,783	19.8%</			

- 総論 / 第6章 計画の基本的な考え方

区	圏域	国勢調査結果(総務省:27.10.1)より推計 単位:人			介護保険事業統計(大阪府福祉局:29.3.31) 単位:人			
		世帯数	高齢者を含む世帯数	高齢者単身世帯	第1号被保険者	認定者数	要支援認定者数	要介護認定者数
北区		74,053	16,630	7,209	23,678	4,996	2,009	2,987
		39,084	7,826	3,492				
		34,969	8,804	3,717				
都島区		51,505	17,139	6,619	24,819	5,399	2,113	3,286
		25,611	7,599	3,346				
		25,894	9,540	3,273				
福島区		37,485	10,008	3,635	14,704	3,141	1,245	1,896
此花区		30,685	12,105	4,467	18,045	3,895	1,429	2,466
		13,392	5,686	2,125				
		17,293	6,419	2,342				
中央区		59,023	11,532	5,500	15,920	3,249	1,234	2,015
		29,346	6,427	3,351				
		29,677	5,105	2,149				
西区		52,106	10,183	3,934	15,266	2,907	1,153	1,754
港区		40,323	15,170	6,019	22,192	5,150	1,720	3,430
		26,556	8,965	3,411				
		13,767	6,205	2,608				
大正区		29,172	13,495	5,162	20,156	4,682	1,719	2,963
		11,227	5,673	2,208				
		17,945	7,822	2,954				
天王寺区		38,058	10,291	4,121	14,636	3,342	1,239	2,103
浪速区		47,440	9,483	3,902	12,618	3,284	1,231	2,053
西淀川区		42,889	16,326	6,090	24,090	5,226	2,057	3,169
		24,518	9,176	3,331				
		18,371	7,150	2,759				
淀川区		94,400	29,038	12,351	40,535	8,667	3,504	5,163
		27,707	8,972	3,629				
		30,430	8,157	3,647				
		10,607	4,080	1,677				
東淀川区		25,656	7,829	3,398	41,563	10,318	3,648	6,670
		92,536	29,024	12,219				
		24,849	7,233	2,927				
		22,768	8,355	3,297				
東成区		25,515	7,822	3,650	20,857	5,024	2,003	3,021
		19,303	5,614	2,345				
		39,637	14,145	5,518				
		17,304	6,986	2,745				
生野区		22,333	7,159	2,773	38,106	10,589	3,373	7,216
		63,532	28,682	13,108				
		15,203	7,941	3,497				
		15,708	6,457	3,548				
旭区		12,820	5,912	2,749	26,988	6,762	2,588	4,174
		19,801	8,372	3,314				
		43,664	18,631	7,212				
		14,342	6,218	2,494				
城東区		10,007	4,276	1,664	42,721	9,315	3,929	5,386
		19,315	8,137	3,054				
		76,379	28,812	10,967				
		24,310	7,832	3,111				
鶴見区		17,893	7,038	2,539	24,788	5,646	2,079	3,567
		15,406	6,491	2,423				
		18,770	7,451	2,894				
		46,325	16,524	5,374				
阿倍野区		15,302	5,875	1,941	27,753	6,765	2,812	3,953
		18,223	6,068	1,945				
		12,800	4,581	1,488				
		50,055	19,210	7,780				
住之江区		18,525	7,530	2,897	35,629	8,095	3,103	4,992
		19,579	6,634	2,844				
		11,951	5,046	2,039				
		56,868	23,983	9,365				
住吉区		20,021	7,848	3,260	41,956	11,005	4,296	6,709
		10,499	4,503	1,286				
		11,089	4,678	1,914				
		15,259	6,954	2,905				
東住吉区		71,658	28,703	11,905	37,581	10,201	3,602	6,599
		20,185	7,554	3,230				
		15,149	6,804	2,661				
		19,459	7,049	3,133				
平野区		16,865	7,296	2,881	54,721	13,592	4,939	8,653
		57,681	25,020	10,036				
		19,056	8,222	3,046				
		12,208	5,668	2,617				
西成区		14,292	6,234	2,623	41,112	12,825	4,196	8,629
		12,125	4,896	1,750				
		88,854	37,300	14,720				
		21,343	7,837	3,092				
西成区		18,221	7,216	2,713	41,112	12,825	4,196	8,629
		20,737	9,204	3,808				
		13,668	6,135	2,355				
		14,885	6,908	2,752				
西成区		68,230	32,986	22,456	41,112	12,825	4,196	8,629
		14,933	7,098	4,510				
		15,121	6,578	3,532				
		10,703	5,496	3,271				
		27,473	13,814	11,143				

第7章 重点的な課題と取組み

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、平成26年（2014年）に介護保険法が改正され、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」が新たに包括的支援事業に位置づけられたことから、大阪市でもこれらの事業に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。

しかしながら、今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要となることから、これまでの取組みを踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る必要があります。

平成27（2015）年国勢調査によると、大阪市における65歳以上の高齢者のいる一般世帯47万4,420世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯の占める割合は42.4%で、全国平均よりも15.1ポイント高く、政令指定都市の中では最も高くなっています。また、前回調査からの増は全国平均よりも小さかったものの、平成7（1995）年の国勢調査と比較すると、12.3ポイント増加しており、急速にひとり暮らし高齢者世帯が増加していることがわかります。

（P32・P33 「 総論 図表3-2-4、図表3-2-5、図表3-2-6 」 参照）

大阪市高齢者実態調査によると、将来介護や支援が必要になった場合に希望する暮らし方としては、約56%の高齢者が「現在の住宅に住み続けたい」と回答されています。これは、3年前の調査の回答結果とほぼ同じであり、高齢者ができる限り住み慣れた地域で継続して暮らせるよう支援する必要があることを示しています。

（P48 「 総論 図表4-1-7 」 参照）

今後も、高齢化の進展により高齢者のいる世帯が増加する中、専門的なケアや夜間を含めた24時間のケアを必要とする高齢者が在宅生活を継続していくためには、医療と介護等の連携体制について、必要なサービスが切れ目なく一体的に提供される仕組

みの充実を図っていく必要があります。

また、介護が必要になっても、認知症になっても、可能な限り住み慣れた環境の中で暮らし続けることができるような地域づくりを進めるためには、「支援を必要としている人に気づく」、「ニーズに応じた適切な機関につなぐ」、「必要なサービスが届けられる」といった支援体制をさらに充実させていく必要があります。そのためには、専門職が協働して、地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援していく機関として設置された地域包括支援センターの役割が一層重要となっています。

今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者が高齢者の介護を行う世帯、介護する人もされる人もいずれも認知症を患っているといった世帯の増加が想定されます。こうした世帯では、家族の介護力に限界があり、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや孤立化を防止するための見守り等のさらなる取組みが必要となります。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加していく中、多くの市民が自宅等住み慣れた地域での療養を望んでおり、在宅医療と介護の連携の推進が急務となっています。

大阪市高齢者実態調査（本人調査）によると、介護や支援が必要となった場合に希望する暮らし方として、19.0%の方が「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」、36.7%の方が「介護保険の居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」と答えています。

（P48 「 総論 図表4-1-7 」 参照）

また、在宅生活継続のために必要な支援としては、「毎日の食事の準備・後片づけや掃除・洗濯など家事を手伝ってもらえること」に次いで「在宅での医療や介護サービスなどの24時間支援体制ができていること」がありました。

（P48 「 総論 図表4-2-8 」 参照）

大阪市においては、平成24（2012）年度以降厚生労働省の在宅医療連携拠点事業、多職種研修モデル事業や大阪府地域医療再生基金事業の在宅医療連携拠点支援事業などに地区医師会が中心となって取り組んできました。

平成27（2015）年度からは、在宅医療・介護連携の推進は介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、平成30（2018）年度までに、国が示す8つの事業項目（ ）について、市町村が主体となって地区医師会等と連携しつつ取り組むこととされました。大阪市では、各区役所において在宅医療・介護連携を推進するための協議の場の開催や多職種研修、地域住民への普及啓発等の取組みを進めています。

（図表 - 1 - 1 参照）

8つの事業項目

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

重点的な課題と取組み / 第7章 - 1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

図表 - 1 - 1 在宅医療と介護連携の取組み状況の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降
厚生労働省事業 (国庫補助事業)	在宅医療連携拠点事業 2事業者 都道府県リーダー研修 医師4名養成 地域リーダー研修 50名養成	多職種研修モデル事業 参加者 185名			
大阪府地域医療 再生基金事業	在宅医療円滑化ネットワーク事業 市内10区医師会等 ・在宅医療を推進する連携拠点の整備 ・在宅医療を支える医療従事者の人材養成		在宅医療連携拠点支援事業 ・在宅医療連携拠点推進事業 市内10区医師会 ・在宅医療連携拠点整備事業 市内3区医師会		
新たな財政支援 制度 (新基金事業)			新たな財政支援制度による 在宅医療推進事業 (平成27年1月～3月) 平成26年度は医療を対象 介護は平成27年度から	介護保険法による地域支援事業以外の事業 (ア～ク以外の事業) 1.病床の機能分化・連携のための必要な事業 2.在宅医療・介護サービス充実のために必要な事業 3.医療従事者等の確保・養成のための事業 (医師、看護職員、介護従事者)	
介護保険法による 地域支援事業			全区で在宅医療と介護連携の 取組みに必要な事業を準備	平成30年度までに全国の市町村で実施 平成27年度から全区においてア・イ・カ・キを実施 ウ・エ・オについては、 平成27年8月から東成区でモデル事業 平成28年8月からは先行11区で展開(東成区含む) 平成29年度には、全区において展開 ア.地域の医療・介護の資源の把握 イ.在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ.切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推 進 エ.医療・介護関係者の情報共有の支援 オ.在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ.医療・介護関係者の研修 キ.地域住民への普及啓発 ク.在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	

また、特に専門性の高い内容については、「高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」として、平成27(2015)年度は東成区をモデル区とし、相談窓口の設置・専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターの配置、医療・介護関係者の連携調整、情報提供等の支援を実施するとともに、地域資源の把握や切れ目のない在宅医療と介護の提供体制に関する検討を行ない、その検証結果等を踏まえて平成28(2016)年8月からは市内11区において、平成29(2017)年度には全区で展開しました。

在宅医療・介護連携を推進するためには、これらの取組みを一体的に区役所が中心となって、地区医師会等と協働しながら、地域課題を共有することにより、地域の実情に応じた切れ目のない連携体制の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。

また、在宅医療を円滑に推進していくためには、地域住民に対して、医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報提供とわかりやすく丁寧な説明を引き続き行っていく必要があります。

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

地域の実情にあった在宅医療と介護の連携の推進のためには、各区の課題を把握・分析したうえで課題解決に資する対応策を具体化することが必要です。そのためには、各区を単位として、地域の医療・介護の社会資源に関する質や量の現状把握をもとに、強み・弱みを整理し課題の抽出を行い、在宅医療・介護連携のめざす理想像（目標）を医療・介護関係者と共有していくことが重要です。

大阪市では各区に「在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、区役所が主体となって協議し課題整理・対応策の検討を行っていきます。また、健康局において「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、広域における課題分析・対応策の検討を行います。

イ 多職種連携の推進

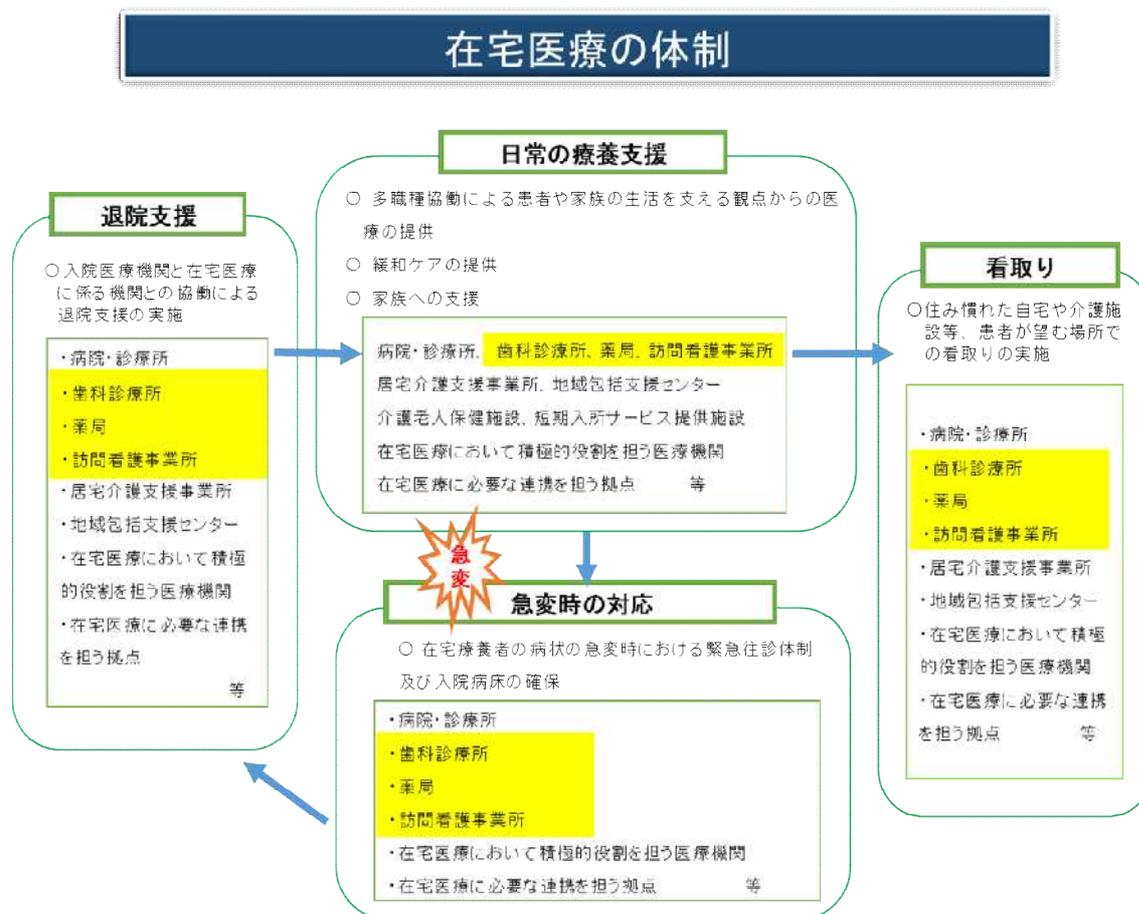
地域の医療・介護関係者の連携を実現するには、医療・介護に従事する人材育成・教育にとどまらず、お互いの職種や役割を理解しスムーズな連携をするための医療・介護関係者の「顔の見える関係」が期待されます。

「顔の見える関係」の構築のために、多職種でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携を図ります。

また、在宅医療の体制の要素である「退院支援」、「日常の療養支援及び急変時の対応」、「看取り」の各段階での医療と介護がより一体となるよう多職種連携によるチームケアの体制の構築をめざしていきます。

（図表 - 1 - 2 参照）

図表 - 1 - 2 在宅医療の体制



厚生労働省「在宅医療の体制構築に係る指針」より一部改変

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

在宅医療と介護を切れ目なく提供するために、医療と介護の橋渡し役を担う「在宅医療・介護連携相談支援室」を設置しています。「在宅医療・介護連携相談支援室」には在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、各区の医療と介護関係者の連携に関する相談を受け、スムーズな連携をめざしていきます。

在宅医療と介護の提供体制の構築には、主治医・副主治医制の導入検討、後方支援病床の確保や救急医療との連携等のバックアップ体制の整備、訪問看護ステーションとの連携等の在宅医療に携わる関係者の負担軽減を継続的に図ることも重要であり、地域の実情に応じた具体的な取組みを進めます。

エ 在宅医療への理解促進

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できることも重要です。地域住民に対し、わかりやすく丁寧な説明により理解の促進に努めていきます。